

ご質問への回答（令和7年7月31日までのご質問）

※頂いたご質問については、一部を要約の上、掲載しています

ご質問		回答
プロジェクト全般		
1	各年度の領域別主要タスクをすべて満たす提案を行う必要があるでしょうか。	公募要領P7等で東京都の想定する提案内容を記載しており、必ずしも全てを満たす必要はありません。一方で、選定にあたっては、公募要領P19等に記載のとおり、「東京都の空飛ぶクルマ実装プロジェクトに示される将来目指す姿、本プロジェクトの事業スコープ等を踏まえた実証内容（実証エリア、実証時期等）が具体的に示されているか」等について評価いたします。
2	2026年度の段階で、離着陸場の設置まで想定されているでしょうか。	2026年度に東京都が想定している離着陸場関連領域の実施内容は公募要領P8等に記載のとおりです。なお、詳細については、公募要領P23に記載のとおり、採択事業者等との協議を経て決定していきます。
3	応募の前に、フィールドの現地見学会等の開催は予定されているでしょうか。	公募要領P5に記載のとおり、東京都が別途調整するフィールドの状況については、応募希望者向けの事前説明会にてお知らせいたします。
4	国が進める「空の移動革命に向けた官民協議会」の制度設計等の動きを踏まえた内容の提案とは、具体的にどのような提案でしょうか。	国が策定、検討を進めている制度等を踏まえた提案としてください。
5	初年度である2025年度における社会受容性施策は何を想定しているでしょうか。現段階で、東京都が実施するイベント等の活用は想定されているでしょうか。	想定している社会受容性施策は、公募要領P8に記載のとおりです。なお、詳細については、公募要領P23に記載のとおり、採択事業者等との協議を経て決定していきます。東京都のイベント等について空飛ぶクルマの活用が確定しているものは現時点ではありません。
6	事業の単位について教えてください（ユースケース単位、コンソーシアム単位等）。良い提案があった場合、3つ目のコンソーシアム採用の可能性はあるでしょうか。	事業の単位は、コンソーシアム単位で、2コンソーシアムの採択を想定しています。応募件数や応募のあったコンソーシアムの組成状況等により、各コンソーシアムの実施する運航内容を決定していきます。
7	パーティポートの整備について、今後、航空局により「パーティポート整備基準」が策定された場合、基準に従い整備が必要でしょうか。	プロジェクト期間内に「パーティポート整備基準」が策定された場合は、原則として、基準に従った整備を想定しています。詳細は、整備基準の内容等を踏まえ、採択事業者等との協議を経て決定していきます。なお、公有地については一時利用を想定しています。
8	社会受容性向上施策に記載のイベントとは、具体的にどのようなイベントを想定されているでしょうか。	イベントは東京都が行うイベントや他イベント（次世代モビリティに関するイベント）等を想定しています。
9	各年度が終了するまでに成果報告書の提出が求められている一方で、2026年度及び2027年度は、10月頃に有識者レビューが実施予定となっております。同時期に実施予定の内容を全て完了していることは難しく、有識者レビューは経過報告という位置づけで良いでしょうか。	有識者レビューは、公募要領P12に記載のとおり、次年度以降の事業の継続実施可否や実装プロジェクトⅡ期への移行時期、内容の決定等を目的として、有識者による事業評価を実施するものです。事業評価においては検討結果に対する評価に加え、事業計画進捗の確認を行うだけでなく、2025・2026年度における次年度の実証実験実施方針や2027年度における以降の事業展開方針を確認することを含んでいます。
10	企画提案書等の提出締切日はいつ頃示されるでしょうか。	企画提案書の提出締切日等具体的な応募方法については、公募要領P17に記載のとおり、8月上旬ごろ公表予定です。なお、企画提案書の提出締切日は、公募要領P18に記載のとおり、8月下旬を予定しています。
11	「場外離着陸場」で運用する場合の離着陸場の整備に当たっては、「パーティポート整備指針」に示されたすべての項目を満たす必要はありますでしょうか。	公募要領P16に記載のとおり、「パーティポート整備指針」に基づいた整備を想定しておりますが、関係機関等と協議、調整の上決定していきます。

12	2026年度及び2027年度の支援額が事業者想定と大きく異なる場合、協議により事業実施内容の変更または中止等は可能でしょうか。	支援額を理由とした提案事業の変更、中止等は想定しておりません。詳細については、採択事業者等との協議を経て決定していきます。
13	現段階では事業内容が未確定であるため企画提案書に記載する各年度の見込費用と実際の費用に大きく乖離が生じる可能性があります、企画提案書に記載する見込み費用は目安ということでよろしいでしょうか。	提案内容に基づき、可能な限り算出根拠等を整理した上で費用を算出してください。なお、公募要領P19に記載のとおり、採択事業者選定において、各費用の項目に対する算出根拠が明示されているかどうかは、評価いたします。
14	TC取得に遅れが生じた場合などに、事業実施期間を延伸する可能性はあるでしょうか。	公募要領P5に記載のとおり、実装プロジェクトⅠ期の事業実施期間は3年間としております。なお、次年度以降の事業の継続実施可否や実装プロジェクトⅡ期への移行時期等については、公募要領P12に記載の有識者レビューによる事業評価を踏まえ、都が決定していきます。
15	民有地に離着陸場等を整備した場合、事業期間終了後も現状復旧を求められることなく、継続的な利用が可能でしょうか。	公募要領P21に記載のとおり、本プロジェクトの推進に際して設置構築する施設・設備等の資産に関しては、事業者に帰属します。民有地に整備した離着陸場等について、プロジェクト終了後は、利用に関して都からの制約はありません。必要に応じて、事業者側で調整等を行ってください。なお、財産の管理、処分については補助金交付要綱第20条に記載のとおりです。
16	AOC及びTCの取得見込予定時期の確認書類は、企画提案書とは別に添付資料として提出可能でしょうか。	補足資料等がある場合は、企画提案書様式の6その他追加ページを活用してください。ページが不足する場合は、添付資料としていただいて構いません。
17	企画提案書類の内容は、公表されるでしょうか。	企画提案書自体の公開は想定しておりません。採択結果や成果の公表等については、東京都HPやその他媒体等へ公開することを想定しています。飛行ルートや離着陸場の位置など採択時点では調整が整っていない事項もあることから、公表する内容については、採択事業者等と調整した上で決定していくことを想定しています。
18	企画提案書のフォーマットについて、情報の補足の際は、企画提案書様式の「6 その他」追加ページを活用することとなっておりますが、「6 その他」以前の項目においてもページを追加して情報を補足することは可能でしょうか。	企画提案書のフォーマットで記載のとおり、表紙を含め30頁以内であれば、適宜頁を増やすことは問題ありません。
19	公募要領P21「事業の継続実施の判断」において、「当初計画が未達等の責任は、代表事業者に帰属します。」との記載がありますが、 ①「責任」の範囲・内容についてご教示お願いいたします。 ②計画未達に至る事由のうち責任が発生する事由、発生しない事由についてご教示お願いいたします。	実装プロジェクトの継続実施可否の判断に係る計画推進の責任は、代表事業者に帰属します。
体制		
1	2つのコンソーシアムから構成企業として参加要請があった場合、両コンソーシアムに参画可能でしょうか。また、両コンソーシアムともに採択された場合、掛け持ちで本事業に参画することは可能でしょうか。	実施体制は、公募要領P11に記載のとおりです。
2	プロジェクト開始後にコンソーシアムの改組は可能でしょうか。また、意向表明届を提出していない事業者の参画は可能でしょうか。	公募要領P11に記載のとおり、コンソーシアムの体制は3か年の事業実施において、都と協議のうえ、構成変更、増減は可能です。なお、応募意向表明届提出の有無は応募資格要件（公募要領P16）になっておりません。

3	代表事業者に対する連携事業者とは、コンソーシアム構成員を指しているという理解で良いでしょうか。	公募要領P6に記載のとおり、連携事業者はコンソーシアム構成員です。
4	コンソーシアムで応募する場合、共同代表として代表事業者を2社以上とすることは可能でしょうか。	公募要領P11に記載のとおり、代表事業者は本プロジェクトに係る補助金の受給窓口等を担っていただくため、1社としてください。コンソーシアム内で共同代表的な位置付けとしていただくことは、特段制限はいたしません。
応募資格		
1	現時点で2027年度以降に機体のTCの取得を予定している場合、応募は可能でしょうか。	応募資格は、公募要領P16に記載のとおりです。
2	応募資格に「パーティポートの整備が可能な者」と記載がありますが、「運営」までの役割はコンソーシアム参加者に求めないということでしょうか。	公募要領P16等に記載のとおり、パーティポート運営予定事業者はコンソーシアムに参画している必要があります。パーティポートについては、「パーティポート整備指針」に基づき、整備をお願いします。なお、公有地については一時利用を想定しています。
3	TC取得を見込まない機体を使用する場合、応募は可能でしょうか。	商用運航にあたり、日本でのTC取得が要件となるか現時点で未定の機体の使用を想定している場合、その他の応募資格を満たしていれば応募は可能です。
4	米国のFAA Part 103 (Ultralight)に基づいた認証を取得した機体は対象になるでしょうか。	商用運航にあたり、日本でのTC取得が要件となるか現時点で未定の機体の使用を想定している場合、その他の応募資格を満たしていれば応募は可能です。
5	2027年度に航空運送事業許可（AOC）を取得可能、且つ我が国における型式証明（TC）が取得済みの機体（取得見込み、取得予定も含む）を確保可能な者とは、どのように判断するのでしょうか。	AOC及びTCの取得見込みは、採択事業者選定において評価の対象となることから、可能な限り、取得予定時期が確認できる書類を提出してください。（例：申請関係書類、TC等の取得計画が掲載されているプレスリリース、想定スケジュール等）
ユースケース		
1	2つのユースケースはいずれも都内での実現を想定されているでしょうか。	公募要領P3等に記載のとおり、実装プロジェクトⅠ期については都内におけるユースケースを想定しています。
2	各コンソーシアムにて提案する2つのユースケースの運航を2026年度以降に実施させてもらえるのでしょうか。または、各コンソーシアムから提案するユースケースの比較が行われ、どちらか一方が選定される想定でしょうか。	応募主体は2つのユースケースの実現に向けた提案を行っていただき、最終的には2つのコンソーシアムで2つのユースケースの実現を目指しています。なお、応募件数や応募のあったコンソーシアムの組成状況等により、各コンソーシアムの実施する運航内容を決定していきます。
3	各コンソーシアムにて提案する2つのユースケースについて、どちらか一方が選定される場合、判断基準はあるでしょうか。	応募件数や応募のあったコンソーシアムの組成状況等により、各コンソーシアムの実施する運航内容を決定していきます。評価基準（案）は公募要領P19のとおりです。
4	想定ユースケース②の離着陸場について、東京都で利用可能エリアの調整や指定をしてもらえるのでしょうか。	公募要領P5に記載のとおり、想定ユースケース②の離着陸場については、事業者の提案を踏まえ、東京都（支援事業者を含む）と事業者とが連携し、関係者（国、自治体、地域等）と調整のうえ、決定することとしています。
5	想定ユースケース②について、空港における離着陸を前提とされているでしょうか。	公募要領P5に記載のとおり、想定ユースケース②の離着陸場については、事業者の提案を踏まえ、東京都（支援事業者を含む）と事業者とが連携し、関係者（国、自治体、地域等）と調整のうえ、決定することとしています。なお、空港内での離着陸に限定するものではありません。

6	離着陸場設置候補地を含めた提案を行うにあたり、提案時点で地権者からの同意を取得している必要があるでしょうか。	提案時点で、必ずしも地権者から同意を取得している必要はありません。一方で、公募要領P20に記載のとおり、採択事業者選定の際に実現可能性等については、評価いたします。
7	提案する2つのユースケースについて、一方のユースケースが割り当てられる場合、コンソーシアム側から希望するユースケースを提示することは可能でしょうか。	応募主体は2つのユースケースの実現に向けた提案を行っていただき、最終的には2つのコンソーシアムで2つのユースケースの実現を目指しています。2つのユースケースについて、一方のユースケースを割り当てることは想定していません。
8	採択後のコンソーシアム間での調整により、2つのコンソーシアムがそれぞれ異なるユースケースを1つのみ実施する可能性はあるでしょうか。	応募主体は2つのユースケースの実現に向けた提案を行っていただき、最終的には2つのコンソーシアムで2つのユースケースの実現を目指しています。コンソーシアム間の調整により、一方のユースケースのみ実施することは想定していません。なお、応募件数や応募のあったコンソーシアムの組成状況等により、各コンソーシアムの実施する運航内容を決定していきます。
9	想定ユースケース①について、2つのコンソーシアムが同一の公有地を使用する場合、離発着場整備は1つのコンソーシアムが実施するのでしょうか。それとも、2つのコンソーシアムが連携して実施し、費用等は折半するのでしょうか。	公募要領P7に記載のとおり、2つのコンソーシアムとの連携、工程管理等の事業管理については支援事業者が支援いたします。同一の公有地を使用する場合の整備主体や費用負担など詳細については、採択事業者等との協議を経て決定していきます。
10	想定ユースケース②について、最低でも2か所のVP設置が必要と考えますが、2つのコンソーシアムが2か所とも同じ「東京都が別途調整するフィールド」を使用する場合、各コンソーシアムが1か所ずつVPを整備することは可能でしょうか。	2つのコンソーシアムが2か所とも同じ「東京都が別途調整するフィールド」を使用する場合の整備方法等については、提案内容を踏まえ採択事業者との協議を経て決定していきます。
11	想定ユースケース①について、「事業において活用可能な公有地等」以外の公有地（都有地含む）の活用を提案することは可能でしょうか。	その他の公有地の活用を前提とした提案は可能です。一方で、その他の公有地の利用については調整を行っていないため、現状、都の事業で利用中の土地などを提案いただいてもその利用を確約するものではありません。なお、公募要領P20に記載のとおり、採択事業者選定の際に実現可能性等については評価いたします。
12	想定ユースケース①及び②について、2026年度及び2027年度のいずれで実施するかは、事業者の提案によるものとしてよいでしょうか。	公募要領P5に記載のとおり、事業者の提案を踏まえ、東京都（支援事業者を含む）と事業者とが連携し、関係者（国、自治体、地域等）との調整のうえ、決定いたします。なお、公募要領P19に記載のとおり、採択事業者選定において、本プロジェクトの事業スコープ等を踏まえた実証内容（実証エリア、実証時期等）が具体的に示されているかは評価します。
支援関係		
1	Ⅰ期（官民共同事業）とⅡ期（都支援）の具体的な支援内容の違いを教えてください。	Ⅰ期（官民共同事業）の支援内容は、公募要領P6等に記載のとおりです。Ⅱ期（都支援）の支援内容等については、公募要領P14に記載のとおり、本事業等を通じて方針を決定する予定です。なお、東京都の将来の目指す姿やロードマップについては、「東京都空飛ぶクルマ実装プロジェクトVersion1」をHPで公開しておりますので、参照ください。 https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/cross-efforts/sorajissou
2	2つのコンソーシアムに対し、東京都や支援事業者はどのような調整を行う想定でしょうか。	東京都や支援事業者における役割は、公募要領P14に記載のとおりです。
3	公有地等の使用にあたり必要となる調整について、東京都や支援事業者からの協力は受けられるでしょうか。	東京都（支援事業者を含む）と事業者とが連携し、関係者（国、自治体、地域等）と調整を行っていくことを想定しています。

4	「事業において活用可能な公有地等」、「東京都が別途調整するフィールド」について、関係部局、許認可権者、航空局との調整は実施されているでしょうか。	公募要領P5記載のとおり、「事業において活用可能な公有地等」、「東京都が別途調整するフィールド」についての調整状況については、事前説明会にてお知らせしたとおりです。関係部局、許認可権者、航空局との詳細な調整については採択後に進めていくこととなります。
5	プロジェクト実施に伴う、近隣住民、関係者等への事前説明は、都と連携して実施する認識でよいでしょうか。	東京都（支援事業者を含む）と事業者とが連携し、関係者（国、自治体、地域等）と調整を行っていくことを想定しています。
補助金関係		
1	特定の事業者が2つのコンソーシアムに参画し、それぞれから施設整備等に係る補助金を受領することは可能でしょうか。	補助金交付要綱第9条に記載のとおり、対象経費を明確に区分できるものについては、補助対象です。
2	補助対象経費に示された項目は、人件費も含まれているでしょうか。	直接人件費に相当する経費（代表事業者（応募主体者）の人件費）は補助対象外です。代表事業者（応募主体者）が事業の一部を契約により連携事業者に委託等する場合は、補助対象経費にかかる人件費も補助対象です。
3	2026年度及び2027年度の補助金の上限額について、規模感を示すことは可能でしょう。	2026年度、2027年度の支援額については、公募要領P6、補助金交付要綱第5条に記載のとおりです。
4	各年度の補助金について、補助率を教えてください。	各年度の補助金については、補助金交付要綱第5条に記載のとおりです。
5	機体をレンタル・リースして用意する場合、機体のレンタル・リース料は補助対象となりますでしょうか。	レンタル・リースの場合は、補助対象です。
6	「経費により購入した物品・サービスについては、本プロジェクト以外において使用しないこと。」となっているが、プロジェクト期間終了後においても、空飛ぶクルマの商用運航を目的とした活用であれば、経費により購入した物品等を使用することは可能でしょうか。	公募要領P21に記載のとおり、本プロジェクトの推進に際して設置構築する施設・設備等の資産に関しては、事業者に帰属します。経費により購入した物品等については、プロジェクト終了後も活用可能です。なお、財産の管理、処分については補助金交付要綱第20条に記載のとおりです。
7	補助金は、企画提案書の提出と併せて申請が必要となるが、企画提案書等の提出締切前に補助金に関するマニュアルは示されるのでしょうか。	補助金交付申請書案作成に係るマニュアルを企画提案書応募受付開始前にお示しする予定です。
8	企画提案書の提出と合わせて必要な補助金申請は、2025年度分のみでよいでしょうか。また、第1号様式別紙2の提出にあたり、見積書の写し等の添付は求められないということでしょうか。	企画提案書提出時の補助金申請は2025年度分のみで構いません。提出にあたっては根拠資料の提出もお願いする予定です。
9	コンソーシアム構成員以外の企業等に委託を行う場合、その費用は補助対象経費として認められるでしょうか。	補助金交付要綱第5条別表補助対象経費一覧に記載のとおり、委託料も補助の対象です。
10	連携事業者名義で実施された経費についても、補助対象となりますでしょうか。	代表事業者（応募主体者）が事業の一部を契約により連携事業者に委託等する場合は、補助対象です。
11	人件費も補助対象とのことですが、連携事業者に所属する社員の人件費は補助対象となりますでしょうか。	代表事業者（応募主体者）が事業の一部を契約により連携事業者に委託等する場合は、補助対象です。なお、直接人件費に相当する経費（代表事業者（応募主体者）の人件費）は補助対象外です。

12	補助対象経費に関する人件費について、自社の人員が、機体や格納庫などの必要設備の組立・解体、離発面の整備、VPの設計等を行った場合、それらにかかる人件費も補助対象となるでしょうか。	代表事業者（応募主体者）が事業の一部を契約により連携事業者に委託等する場合は、連携事業者も補助対象です。なお、直接人件費に相当する経費（代表事業者（応募主体者）の人件費）は補助対象外です。
13	補助金について、本事業は、一時的な事業（暫定整備）が想定され、最低限の補助を原則としているのか、または、恒久的な拠点（民有地等）となるような施設を整備した場合は、規模に見合った補助金が拠出されるのか、どちらをイメージしているか。	補助金の考え方は、公募要領P6、補助金交付要綱第5条に記載のとおりです。なお、実装プロジェクトVersion1P16に記載のとおり、プロジェクトⅠ期での離着陸場は、公有地については一時利用、民有地については、一時利用または恒常利用を想定しています。
14	補助金交付申請書（案）の提出書類について、「すべての構成員分」に求められているものがありますが、構成員とは協定書に記載の構成員との理解でよいでしょうか。	すべての構成員とは、協定書に記載の構成員です。
15	補助金交付申請書（案）の提出書類について、コピーでの提出が認められるものは「XXXXXの写し」と記載されている提出書類との理解でよいでしょうか。	補助金交付申請書（案）等作成マニュアルに「写し」と記載されている書類については、コピーでの提出が可能です。それ以外の書類については、原本を提出してください。なお、不採択となった場合、ご提出いただいた各書類は、東京都において責任をもって処分いたします。
16	「営業に係る許認可等を証明する書類の写し」について、運航サービス業は該当すると考えますが、パーティポート開発や離着陸場の場所提供等に係る事業者の営業許認可の提出は必要でしょうか。必要ない場合は、添付しない旨をどのような形で明記しておくべきでしょうか。	ご提出可能なものがあれば提出をお願いします。提出後に書類一式を確認させていただき、万一不足等があればご連絡いたします。 添付しない旨は、申請書の余白等を活用し記載してください。
17	確定申告書について、以下の資料が必要と理解しております。 ①法人税確定申告書別表一（一）～十六のうち、直近の確定申告時に税務署へ提出したもの全て ②決算報告書 ③法人事業概況書 ④科目内訳書 上記①～④は、別部署から直送させていただいても問題ないでしょうか。 また、④のうち個人情報に関わる部分については、黒塗りまたは省略で提出可能でしょうか。	別部署からの送付でも問題ありません。 補助金の交付に当たり、関連書類一式のご提出をお願いしております。個人情報等、会社として提出が難しい部分については、黒塗りまたは省略でも問題ありません。なお、個人情報については、下記URL記載の法令等に基づき取り扱います。 (https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu-johokokaika/kojinjoho/gaiyo)